

被措置児童虐待事例 検証結果報告書

平成23年(2011年)12月26日

滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

児童虐待事例検証部会

目 次

1	はじめに	
	(1) 検証部会開催の経緯	1
	(2) 検証の目的と方法	1
	(3) 検証の経過	1
2	事業等の説明	
	(1) 里親制度	2
	(2) ホームステイ事業	2
	(3) 事実確認面接	2
	(4) 自立支援計画	3
	(5) 児童福祉施設	3
3	児童福祉施設で暮らす子どもAの事例	
	(1) 事例の概要	4
	(2) 課題	
	①子どもの心情等状態の把握	4
	②子どもの権利擁護	4
	③ホームステイ事業のチェック機能	5
	(3) 今後の方策	
	①子どもの心情等状態の把握	5
	②子どもの権利擁護	6
	③ホームステイ事業チェック機能	7
4	里親のもとで暮らす3人の子ども(B、C、D)の事例	
	(1) 事例の概要	7
	(2) 課題	
	①里親認定のあり方	
	(a) 里親の認定のあり方	8
	(b) 里親の状況変化があった場合の届け出	8
	(c) 里親に対する研修	9
	②子ども家庭相談センターの里親支援	
	(a) 里親委託に向けたアセスメント	9
	(b) 委託後の里親支援	9

③里親が安心して子どもを養育できる環境	
(a) 里親支援機関事業	10
(b) 相談の仕組み	10
(c) 地域との連携	10
④子どもの権利擁護	
(a) 子ども家庭相談センターの取り組み	10
(b) 子どもの声を受け止める仕組み	10
(c) 子どものエンパワメント	11

(3) 今後の方策

①里親認定のあり方

(a) 里親の認定手続き	11
(b) 里親の状況変化があった場合の届け出	11
(c) 里親に対する研修	11

②子ども家庭相談センターの里親支援強化

(a) 里親委託に向けたアセスメント	12
(b) 委託後の里親支援	12

③里親が安心して子どもを養育できる環境

(a) 里親支援機関事業	12
(b) 相談の仕組み	12
(c) 地域との連携	13

④子どもの権利擁護

(a) 子ども家庭相談センターの取り組み	13
(b) 子どもの声を受け止める仕組み	13
(c) 子どものエンパワメント	13

6 検証結果の取り扱い	14
-------------	----

(参考資料)

- ・ 審議経過
- ・ 滋賀県社会福祉審議会規程
- ・ 委員名簿

1 はじめに

(1) 検証部会開催の経緯

中央子ども家庭相談センター（以下「センター」という。）は、平成22年4月に、児童福祉施設入所中の子どもが訴えた、平成21年8月中旬頃の施設入所児童ホームステイ事業（以下「ホームステイ事業」という。）で里親宅に滞在していた際の里父からの性被害について、事実の可能性が高いと判断し、同年5月に同里親に委託中の3人の子どもを一時保護した。

滋賀県子ども・青少年局（以下「県」という。）では、保護した3人の子どもの身体状況の確認や行動観察、事実確認面接等から3人への被措置児童等虐待の可能性が高いと判断し、上記の性被害の事例とともに、滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会（以下「児童虐待事例検証部会」という。）において、検証をおこなうこととした。

(2) 検証の目的と方法

今回の検証は、被措置児童虐待の再発防止と、その早期把握および適切な事後対応のために必要となる今後の方策を明らかにすることを目的に行った。

検証の方法としては、施設への実地調査や、関係機関（者）への意見聴取などを行い、ホームステイ事業や里親認定のあり方および里親支援等について問題点や課題の把握と分析を行った。

なお、今回の検証は、特定の個人や施設の責任を追及するものではない。

(3) 検証の経過

第1回児童虐待事例検証部会は、センターや県から事件の概要報告を受けた。第2回に課題抽出に向けた質疑、検証方法を審議し、第3回と第4回に、事件の発生にかかる問題点や課題の整理を行った。第5回と6回に、問題点や課題を踏まえた改善方策を検討し、第7回で報告書の作成を行った。

2 事業等の説明

(1) 里親制度

里親（養育里親）とは、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）（以下「法」という。）第 6 条の 3 に規定され、知事が要保護児童（※ 1）の養育を委託する者として適当と認め、認定・登録した者である。認定・登録された里親は、県から委託された要保護児童を自らの家庭で預かり、養育する。（原則として、その要保護児童が満 18 歳に達するまで預かることができる。）

里親の認定・登録は、県が里親希望者本人からの申請に基づき、子ども家庭相談センターの調査、社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会（「以下「里親審査部会」という。」）への諮問・答申を受けて行う。里親の資格要件として、家庭的な環境の必要性とともに、法改正により平成 21 年度から新たに養育里親研修の修了が加わり、より専門性が求められることになった。

本県の児童養護施設・里親等において養育されている子どものうち、里親に委託されている子どもの割合（里親委託率）は平成 21 年度で 28.2%と全国で 2 番目に高く、里親は本県の社会的養護において非常に重要な役割を果たしている。

※ 1 保護者がいない、または、虐待等の様々な事情により保護者に養育させることが適切でない子ども

(2) ホームステイ事業

学校等の休業期間等において、児童福祉施設で暮らしている子どもに里親家庭での生活を体験させることにより、子どもの自立や健全育成を図る事業。

本県では、平成 16 年度まで、児童福祉施設が独自に「心の里親事業」として施設が所在する地域のボランティアに子どもを預ける形で行っていた。

平成 17 年度に県単独事業として「ホームステイ事業」が開始され、子どもを預かる（受託できる）のは、法第 6 条の 3 の規定に基づき県が認定・登録した養育里親に限定された。その後、平成 21 年度からは国庫補助事業となった。

子ども家庭相談センターが児童福祉施設と県里親会を対象に、本事業の実施を希望する子どもと里親の調整を行い、施設の事業計画に基づき利用決定している。この決定を受け、個々の施設と里親との間で利用・受入がされている。1 回の委託期間は 14 日以内で、回数に制限はない。子どもを受託した里親には、県から施設を通じ委託料が支払われる。

(3) 事実確認面接

子どもは、一般的に大人に比べて、出来事を記憶し、保持する力が弱く、他者からの情報を受け入れ、自身の記憶と混同してしまう被暗示性が高い。このような子どもの特性を考慮し、できる限り初期に、暗示や誘導等のかからない方法で、

かつ、子どもに与える負担をできる限り少なくする標準化された方法で聴取することにより、子どもの体験（事実）をできる限り正確かつ客観的に把握するための面接技法である。

欧米では、1980年代から、法的手続きのために用いられる面接法として、司法面接（forensic interview）と呼ばれて普及しているが、日本では、一部の児童相談所において、性的虐待等の事実を確認するための面接として用いられているが、法的手続きへの活用は行われていない。

（４） 自立支援計画

社会的養護のもとにある子どもの自立を支援するための計画であり、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）において、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の各施設の長は、入所中の個々の児童について策定しなければならないとされている。

また、里親が行う養育に関する最低基準（平成14年9月5日厚生労働省令第116号）において、里親は、児童相談所長があらかじめ委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、委託児童を養育しなければならないとされている。

さらに、児童相談所運営指針では、児童相談所が里親への措置をする場合には、自立支援計画を策定し、それに基づき行われた援助について定期的に検証を行い、必要に応じて、方針等の見直しを行うこと、と定めている。

通常、自立支援計画は、1年に1回、年度当初に見直されている。

（５） 児童福祉施設

本報告書における児童福祉施設は、法第7条に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の4種類の入所型の施設に限定して表記している。

3 児童福祉施設で暮らす子どもAの事例

(1) 事例の概要

- ① Aは、平成10年2月、児童福祉施設のF施設に入所した。平成18年3月から毎年、ホームステイ事業により連休や夏冬等の学校休業時にE里親宅にホームステイしていた。
- ② Aは、平成22年3月に、平成21年8月中旬頃、E里親宅にホームステイ事業で滞在していた時に、里父から性被害を受けたと、施設職員に訴えた。
- ③ センターは、平成22年4月に、F施設から上記②の報告を受けて、同月に行ったAに対する事実確認面接の結果、Aの訴えている被害は事実の可能性が高いと判断した。

(2) 課題

①子どもの心情等状態の把握

本来、入所児童の心情面も含めた状態把握について、施設は積極的、包括的に取り組む必要がある。しかし、当時のF施設では、Aのホームステイ中およびその後の状態について十分に把握できていなかった。

②子どもの権利擁護

〔施設〕

(a) 権利擁護の取り組み

ア CAP (Child Assault Prevention) プログラム

F施設では、平成20年度に子ども向けにCAP(※2)の取り組みが行われていたことから、今回のAの告白に結果的には効果があったとも言えるが、それを受け止める対応が十分ではなかった。

※2 子ども自身が、暴力から自分を守るための能力を引き出すためのプログラム

イ 子どもの声を受け止める仕組み

F施設や子ども家庭相談センター、学校等の関係機関とは別に、子どもが気軽に話せ、その声を受け止めて支援する仕組みとして、児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会(以下「子どもの権利擁護委員会」という。)(※3)があるが、その取り組みだけでは不十分である。

※3 県が平成14年12月に設置した、弁護士、臨床心理士、学識経験者等で構成する第三者委員会。毎年度、全児童福祉施設を訪問し、施設の権利擁護の取り組み確認や子どもの声を直接聞き取るなどの実地調査を行い、結果を公表している。

(b) 自立支援計画の策定

F施設が子どもの意見等を聴き取る機会のひとつとして自立支援計画の策定時があるが、当時職員の異動等もあって、Aが安心して話ができる職員が、Aの自立支援計画の策定に関与していなかったため、Aは被害を告げることができなかったと思われる。

また、本来は、年度当初に策定されるべきであるが、かなり遅れて策定されており、策定における子どもの意見聴取自体が形骸化していた。

(c) 子どもの性被害発覚後の対応

Aの告白後、F施設はAに何回も聞き取りを行っているが、Aが精神的なダメージ（二次被害）を受けることを配慮し、施設が被害を聞いた時点でセンターへ連絡し、センターにおいて事実確認面接等を活用して対応すべきであった。

〔センター〕

センターでは、F施設から送られてくる児童自立支援計画の所見（意見）欄記入に際し、子どもからの直接の聞き取りはしていなかった。また、センターは、平成21年8月以降、Aとは会っていなかった。

〔県〕

子どもの権利擁護委員会は、平成21年12月にF施設の子どもの聞き取りなど実地調査を行ったが、個別聴取の機会がなかったためか、Aから被害の話聞くことはなかった。子どもに配布している「子どもの権利ノート」（※4）に付属する葉書での訴えもなかった。

※4 児童福祉施設で暮らす子どもの権利を記載したノート。平成18年度から入所時に全児童に配布されており、添付されている葉書を送付すると、子どもの権利擁護委員会事務局（県子ども・青少年局）に届き、事務局は子どもから直接話を聞くことになっている。

③ホームステイ事業のチェック機能

事業の実施にあたっては、児童福祉施設からの事業実施計画に基づき、センターが利用決定することになっている。しかし、平成21年8月の事業実施では、F施設からセンターへの事業実施計画は事後の提出になっており、センターも利用決定の手続きをしていなかった。

また、事業終了後は、里親からセンターに事業実績報告書を提出することになっているが、平成21年8月の利用について実績報告書は提出されていなかった。

(3) 今後の方策

①子どもの心情等状態の把握

児童福祉施設は、施設内の安全配慮義務だけでなく、ホームステイ事業や一時帰宅中の体験や経験により、子どもにどのような影響や変化が出ているかといった点について常に意識をしておく必要がある。

②子どもの権利擁護

[施設]

(a) 権利擁護の取り組み

ア CAPプログラムの活用

子どもへの性教育、子ども自身の意見表明や子ども自らが暴力から身を守るための能力を高めるための学習を行うとともに、職員に対する子どもの権利擁護に関する研修を充実する必要がある。

イ 子どもの声を受け止める仕組み

児童福祉施設で暮らす子どもが、親近感を持って気軽に話せる兄姉のような存在として、施設を退所し現在は自立生活をしている青年などと話せる、ピアサポートの機会などを検討する。

(b) 自立支援計画の策定

策定にあたって、子どもが話をしやすい職員が聴取を行い、子どもの意見を確認するなど、作成時期、作成方法などを改善し、実効性のある自立支援計画を策定する必要がある。

(c) 子どもの性被害発覚後の対応

子どもから性被害の訴えがあった時には、聞き取りなどによる精神的なダメージ（二次被害）を受けないように留意し、速やかに、センターに報告する必要がある。

[センター]

実効性のある児童自立支援計画とするため、施設訪問等の機会を利用するなどして、必ず子どもと会って直接聞き取りを行い、子どもの意見を適切に反映させることが必要である。

[県]

子どもの権利擁護委員会の現地調査における子どもからの聞き取りの際には、集団での聞き取りだけでなく、個別聞き取りの機会を設ける等子どもがより話

しやすい工夫が必要である。また、「子どもの権利ノート」も積極的に活用していくことが必要である。

子どもから性被害の訴えがあった時には、施設における初期対応後は、速やかにセンターに報告することを義務づける必要がある。

③ホームステイ事業のチェック機能

事業実施要綱に基づき、全ての関係者が、実施計画や実績報告の作成・提出を確実に行うことが求められる。また、実績報告書の様式を見直し、子どもや里親の感想などを記載する欄を設ける、児童福祉施設が、ホームステイ後に子どもや里親の話を聞く機会を設けるなど、事業の実施状況や効果等を把握する方策を検討する必要がある。

4 里親のもとで暮らす3人の子ども（B、C、D）の事例

（1）事例の概要

- ① センターは、子どもAの性被害は事実の可能性が高いとの判断から、平成22年5月に、法第33条の規定により、E里親に委託中の3人の子どもを一時保護した。
- ② センターは、一時保護した後における、B、CおよびDの身体状況の確認や行動観察の結果と、同年5月に事実確認面接をそれぞれ2回ずつ行った結果から、3人とも虐待を受けた可能性が高いと判断した。
- ③ センターは、同年6月1日に、県に対し、法第33条の12第1項の規定により被措置児童等虐待として通告を行った。
- ④ 知事は、同年7月4日に開催された社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会（以下「措置審査部会」という。）に、センターが行うB、CおよびDの里親委託の解除の妥当性について諮問した。
- ⑤ 措置審査部会は、同年7月4日に、B、CおよびDへの事実確認面接による複数の証言や一時保護所での様子から総合して、E里親のもとにB、CおよびDをおくことは養育上不適切であることから、里親委託の解除の方針は適当と認めることを知事に答申した。
- ⑥ センターは、この答申を受けて、同年7月4日に、B、CおよびDの里親委託の解除を行った。

（2）課題

①里親認定のあり方

（a）里親の認定手続き

センターによる調査では、同居人の面接をすることはあるが、実子を含め里親家庭全員の面接や地域の実情を把握することまでは行っていない。また、調査は、里親担当職員と地区担当児童福祉司により行うことが望ましいが、どちらか一人だけで行われているケースもある。

なお、県が里親の認定を諮問する里親審査部会は里親への直接の面接は行っていない。

（b）里親に状況変化があった場合の届け出

平成16年4月にE里親が住所変更した時は、里親登録変更届がセンターに提出され、受理されていた。しかし、職業等の変更については変更届は必要となっていなかったため、E里親家庭の正確な状況が把握できていなかった。

(c) 里親に対する研修

里親全体として、里母のみの受講で里父の受講がない場合が多く、E里親も、平成20年度の法改正に伴い義務化された養育里親研修以外はほとんど里母だけの受講である。里親に社会的に重要な位置づけと役割が求められていることについて、里親の理解が不十分であり、そのことが研修の未受講につながり、結果的に委託中の子どもへの不適切な養育が行われる一因にもなっていると思われる。

また、県が実施する里親を対象とした研修において、子どもの権利などの人権教育、体罰を用いない養育や性教育などの研修は十分とは言えない。

②子ども家庭相談センターの里親支援

(a) 里親委託に向けたアセスメント

平成21年9月に3人目の子ども(D)をE里親に委託しているが、当初は、一時保護所が満員であったため、緊急ケースとして一時保護委託をし、その後に里母との話し合いだけで里親委託を行っている。

センターが、B、Cの状況も含めてアセスメントを十分に行っていれば、E里親の、養育上の課題などに気づくとともに、3人目(D)の委託が可能か見極められた可能性があった。

(b) 委託後の里親支援

ア 自立支援計画の作成

センターは、里親に委託した全ての子どもの自立支援計画を作成することになっているが、B、Cについては委託開始時のみ作成し、翌年度以降は作成しておらず、Dに関しては全く作成していない。また、自立支援計画の作成にあたっては、子どもの意見を聴き取ることになっているが、業務に追われ、自立支援計画作成時までには全ての子どもからの聞き取りまでできる状況になかった。

イ 里親訪問等

里親への定期的な訪問は年1回の歳末訪問のみである。B、Cに関しては平成18年に児童福祉司が家庭訪問をしたとセンターから報告があったが、B、Cの児童記録票にその記録は残っていない。

ウ 子ども家庭相談センターの体制

センターの里親担当として、正規職員1名と嘱託職員1名(里親委託推進員)が配置されており、地区担当児童福祉司に里親または里親に委託された子どもの情報をつないでいる。

しかし、児童福祉司は命の危険度の高い在宅ケースの虐待対応を優先せざるを得ないため多忙を極めており、委託後の里親支援が十分できない。

③里親が安心して子どもを養育できる環境

(a) 里親支援機関事業

県は、里親支援機関事業として、これまで、里親制度の広報啓発、里親の認定前研修、ピアカウンセリング等の支援を直接行ってきたが、里親には支援の全体像が見えにくい状況にある。

特に本県は、里親に多くの子どもを委託している現状にあるが、里親が子どもの養育に困難さを感じている時や、里親の生活環境に大きな変化が生じた時の支援ができていない。

(b) 相談の仕組み

里親自身が子どもの躰けや、子育てに悩んだ場合などに気軽に相談できる仕組みがない。

措置権を持つ県（子ども家庭相談センター）への相談については、気軽に相談や支援依頼ができない、里親サロンのような里親同士の支援が必要、という里親の声もある。

(c) 地域との連携

里親制度の周知・理解が市町の要保護児童対策地域協議会の構成機関、学校など日常的に里親や子どもと接する機関において不十分である。

④子どもの権利擁護

(a) 子ども家庭相談センターの取り組み

センターでは、定期的に里親宅を訪問し、子どもの状況を確認するとともに、子どもに会って直接その意見を聴くべきであったが、B、Cについては、会えていないこともあった。

(b) 子どもの声を受け止める仕組み

ア 子どもの権利ノート

平成20年に全国里親会の協力を得て、朝日新聞厚生文化事業団が作成した「子どもの権利ノート」を一部の里親家庭に配布したことはあるが、県として、里親のもとで暮らす子どもを対象とした「子どもの権利ノート」は作っておらず、子どもの声を受け止める仕組みが不十分であった。

イ 多様な意見表明の機会

里親のもとで暮らす子どもが、子ども家庭相談センターや学校などとは別に、気軽に話せる人と交流する機会がない。

(c) 子どものエンパワメント

ア CAPプログラム等の活用

里親のもとで暮らす子どもへの性教育や、子どもが自らを守るための能力を引き出すための学習はできていない。

イ 子どもの交流会

子ども家庭相談センターや学校など関係機関の大人との関係だけでなく、里親のもとで暮らす子ども同士が、仲間を作り交流する中で、自身を大切にする意識を高めていくような取り組みが不十分である。

(3) 今後の方策

①里親認定のあり方

(a) 里親の認定手続き

センターの調査において、里親希望者の家庭の全員（実子の様子を聴き取ることも含めて）と面接することを努力義務とする。

福祉事務所長・児童委員の協力を得て地域の実情を把握することを検討する。

センターの調査は、必ず里親担当職員と地域担当児童福祉司が一緒に行く必要がある。

必要な場合の里親審査部会での里親への面接も含め、審査方法全体の見直しを検討すべきである。

(b) 里親の状況変化があった場合の届け出

平成 21 年度施行の制度改正前に登録した里親にも、改正により登録事項となった職業や健康状態を確認し、登録するとともに、里親に登録事項に変化があった場合の届け出を周知徹底する。また、必要に応じセンターが登録事項を調査する仕組みを検討する必要がある。

(c) 里親に対する研修

平成 20 年の法改正に伴い義務化された養育里親研修は里父、里母とも受講できているが、それ以外の研修にも里親（特に里父）の参加の働きかけが必要である。

また、研修内容に人権教育、倫理教育、性教育等も盛り込む必要がある。

②子ども家庭相談センターの里親支援

(a) 里親委託に向けたアセスメント

センターが組織として、里親委託に向けた十分なアセスメントを行う必要がある。

特に、2人目以降の委託に際しては、既に委託している子どもの養育状況も踏まえたアセスメントを行う必要がある。

(b) 委託後の里親支援

ア 自立支援計画の作成

センターは自立支援計画を作成するにあたっては、あらかじめ、里親や子どもから話を聞くとともに、市町、学校など関係機関の意向を確認する必要がある。

イ 里親訪問等

里親や子どもから気軽に話を聞けるよう、里親、委託している子どもとセンター職員の顔と顔が見える定期的な訪問が必要である。

ウ 子ども家庭相談センターの体制

県は、委託後の里親支援ができる体制を確保しなければならない。

また、センターは、里親担当の専門性を高めるために、組織として、援助技術を持った専門職員の継続的な配置や人材育成を行う必要がある。

③里親が安心して子どもを養育できる環境

(a) 里親支援機関事業

県は外部有識者を入れた「里親委託等推進委員会」の設置も含め、実効性のある里親支援のシステムを構築する必要がある。

(b) 相談の仕組み

センターは里親と一緒に子育てを考え、相談できる機関として位置づけ、里親に周知することが必要である。

また、センターが行政機関であり、委託や解除の権限を持っているため気軽に相談できないと考える里親もいることから、第三者である民間団体に相談支援業務を委託するなど、里親が相談しやすく支援を受けやすい環境を整備することも必要である。

さらに、「里親委託等推進委員会」が第三者機関として、里親の意見を聴き取り、代弁する機能を持つことも検討する。

(c) 地域との連携

県は、里親に委託されている子どもや里親を地域がサポートしていくためにも、市町の協力を得ながら、里親制度の啓発や地域（要保護児童対策地域協議会、学校、児童委員等）との連携を図っていく必要がある。

④子どもの権利擁護

(a) 子ども家庭相談センターの取り組み

里親訪問の際には、委託された子どもに会うように努める。また、子どもと会う時は、一人ひとりの子どもと個別に面接して話を聞くとともに、困っていることがあれば、センターへ相談できることを伝えるようにする。

(b) 子どもの声を受け止める仕組み

ア 子どもの権利ノート

県として、里親のもとで暮らす子どもを対象とした「子どもの権利ノート」を作成したうえで、里親への委託時に子どもにこれを渡し、センターや里親から説明を行い、子どもの声を受け止める仕組みを構築する。

イ 多様な意見表明の機会

里親のもとで暮らす子どもが、親近感を持って気軽に話せる兄姉のような存在として、里親のもとで暮らした経験を持つ青年などと話せる機会をつくることを検討する。

(c) 子どものエンパワメント

ア CAPプログラム等の活用

里親委託されている子ども等を対象に、子どもが自らを守るための、CAPワークショップを実施するなど、子ども自らが暴力から身を守るための能力を高めるよう図っていく。

イ 子どもの交流会

県と里親会が協力し、里親のもとで暮らす子ども同士が交流し、仲間を作っていけるよう、子どもの交流会を充実する。

5 検証結果の取り扱い

里親制度は、様々な事情により家族と暮らせなくなった子どもたちに、家庭的な環境を提供し、その成長を保証していく重要な制度である。今回の検証において当部会は、里親制度の充実発展を願い、その具体的な支援について議論を重ねてきた。

滋賀県には、本報告において提言した改善方策について、実現に向けた努力をお願いしたい。

また、社会的養護に委ねられた子どもたちの、安心・安全な生活を確保し、その健全な成長を保証していくために、関係各機関のより一層の奮起を願うものである。

なお、改善方策については、その実施状況を確認し、成果や課題を検証していくことが望まれる。

《 参 考 资 料 》

被措置児童虐待事例

検証部会開催経過

	開催日	内容
第1回	平成22年 6月13日	・事例の概要報告 ・部会の運営について
第2回	平成22年 7月 4日	・課題抽出に向けた質疑 ・検証方法について
現地調査	平成22年 7月 6日	・施設職員から聴取
現地調査	平成22年 7月29日	・施設職員から聴取
第3回	平成22年 9月 2日	・問題点と課題の整理について
第4回	平成22年10月25日	・問題点と課題の整理について ・検証報告骨子(案)について
第5回	平成22年11月30日	・改善方策(案)について
第6回	平成23年 6月28日	・改善方策(案)について
第7回	平成23年11月10日	・報告書(案)について

滋賀県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県社会福祉審議会条例（平成12年県条例第42号）第9条の規定に基づき、法令等に定めるもののほか、滋賀県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(専門分科会)

第2条 審議会に、次の表の左欄に掲げる事項を調査・審議するため、同表の右欄に掲げる専門分科会を設けるものとする。

所 管 事 項	専 門 分 科 会 名
滋賀県知事の諮問事項である「滋賀県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向はいかにあるべきか」についての調査、審議	総合企画専門分科会

(審査部会)

第3条 身体障害者福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会を設けるものとする。

所 管 事 項	審 査 部 会 名
1 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条に規定する障害程度の認定および身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する医師の指定または同法施行令第3条の3に規定する医師の指定の取消しに関する事項	障害程度等審査部会
2 身体障害者福祉法第19条の2に規定する更生医療機関の指定または取消しに関する事項	

2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会(検証部会を含む。)を設けるものとする。

所 管 事 項	審 査 部 会 名
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第7項に規定する推薦および勧告に関する事項 2 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）第16条第1項に規定する図書等、興行およびがん具等の推奨および制限に関する事項	図書等審査部会
児童福祉法施行令（昭和23年政令第47号）第29条に規定する里親の認定に関する事項	里親審査部会
児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項	児童措置審査部会
1 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する検証に関する事項 2 児童福祉法第33条の15第3項に規定する知事に対する意見に関する事項	児童虐待事例検証部会

3 前項に規定する審査部会に属する委員は、当該専門分科会に属する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）のうちから、審議会の委員長が指名する。

4 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員の互選によって定める。

5 審査部会長は、その審査部会の事務を掌握する。

(会議)

第4条 専門分科会または審査部会（以下「専門分科会等」という。）は、分科会長または審査部会長が招集する。

2 専門分科会等は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことがで

きない。ただし、専門分科会長または部会長が必要と認めたときは書面により審議を行うことができる。

- 3 専門分科会等の議事は、出席した委員（前項ただし書の場合にあっては、書面による審議に参画した委員）の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長または部会長の決するところによる。

（会議の特例）

第5条 専門分科会等（総合企画専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（幹事、書記）

第6条 審議会に幹事および書記を置く。

- 2 幹事および書記は、別表中欄に掲げる職にある者を知事が任命し、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、滋賀県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

（その他）

第8条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則（昭和62年8月31日決定）

- 1 この規程は、昭和62年8月31日から施行する。
- 2 滋賀県地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会の運営に関する規程（昭和61年7月24日決定）および滋賀県地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の運営に関する規程（昭和61年10月28日決定）は、廃止する。

附則（昭和63年11月30日決定）

この規程は、昭和63年11月30日から施行する。

附則（平成10年10月9日決定）

この規程は、平成10年10月9日から施行する。

附則（平成12年4月1日決定）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成15年4月1日決定）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成17年4月1日決定）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年8月19日決定）

この規程は、平成17年8月19日から施行する。

附則（平成19年4月1日決定）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年11月9日決定）

この規程は、平成19年11月9日から施行する。

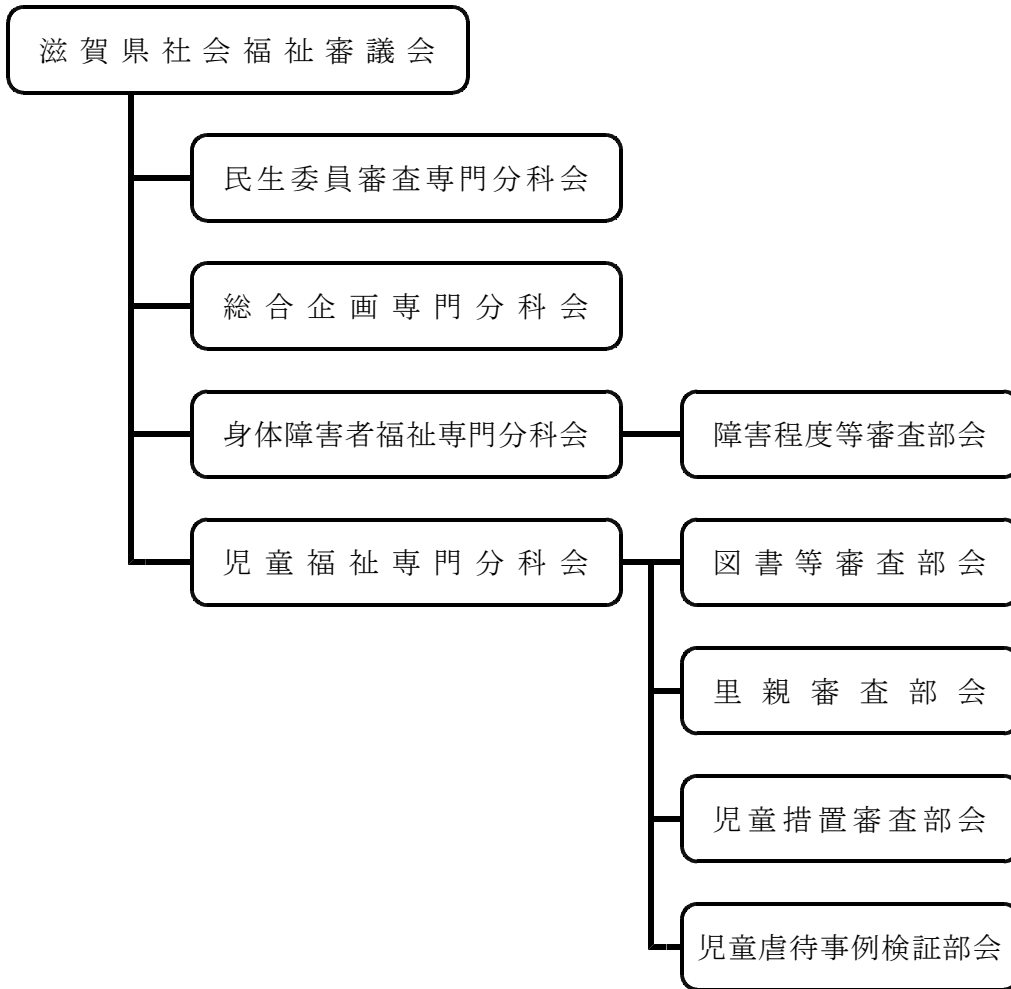
附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別 表（第6条関係）

職 名	任 命 職 名	分 掌 事 務
幹 事	健康福祉部健康福祉政策課長、健康推進課長、元気長寿福祉課長、障害者自立支援課長、子ども・青少年局長、教育委員会事務局学校教育課長、警察本部生活安全部少年課長の職にある者	審議会の運営について委員を補佐する。
書 記	幹事の指定する者	幹事の命を受け、当該課（局）の所掌事務で審議会に関する事務に従事する。

滋賀県社会福祉審議会 組織図



滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童虐待事例検証部会委員名簿

(任期：平成26年7月10日)

◎：部会長

委員名	役職名
甲津 貴央	弁護士
佐藤 啓二	滋賀県精神科・神経科医会会員
中川 泰彦	元児童相談所長、市町スーパーバイザー
西 克治	滋賀医科大学社会医学講座法医学部門
◎ 野田 正人	立命館大学産業社会学部教授
廣田 常夫	滋賀小児科医会会長
渕元 純子	日本助産師会 滋賀県支部理事